

利用者名 _____ 様

ホームケア幸（さち）

重要事項説明書

指定訪問介護

社会福祉法人ふくいの福祉家

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 ふくいの福祉家
代表者役職・氏名	理事長 西野 幸治
本社所在地	敦賀市平和町17-4
法人設立年月日	平成31年1月23日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	ホームケア 幸
事業所番号	指定訪問介護 (指定事業所番号 1870200654)
所在地	〒914-0815 福井県敦賀市平和町17-4
電話番号	080-3740-0294
FAX番号	
通常の事業の実施地域	敦賀市及び美浜町

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	8:30~17:30(但し、利用者の状況によってはご相談に応じます)

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常 勤 1人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画書を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	常 勤 1人
訪問介護員	訪問介護計画書に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤換算2.5名以上

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

4 利用料等

訪問介護員が身体介護、生活援助サービスを提供した場合、別紙の表によるサービス提供時間・内容に応じて定められた金額(省令により変動あり)が自己負担となります。金額・お支払い方法については別紙料金表を参照して下さい。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (ご家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	(公財)介護労働安定センター「ケア・ワーカー等福祉共済制度」
保険名	介護事業者賠償責任補償

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情相談窓口

担 当	サービス提供責任者 久保田美智代
電話番号	080-3740-0294
受付時間	8:30～17:30
受 付 日	月曜日から土曜日（但し、12月31日～1月3日を除く。）

市町及び国民健康保険団体連合会等の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

敦賀市役所 介護保険担当窓口	0770-22-8180
美浜町役場 介護保険担当窓口	0770-32-6704
福井県国民健康保険団体連合会 介護保険係	0776-57-1614
福井県運営適正化委員会	0776-24-2347

10 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。